

資料4-1

キャリア形成卒前支援プランについて

キャリア形成卒前支援プランについて

令和3年度 都道府県担当者向け説明会

厚生労働省 医政局地域医療計画課

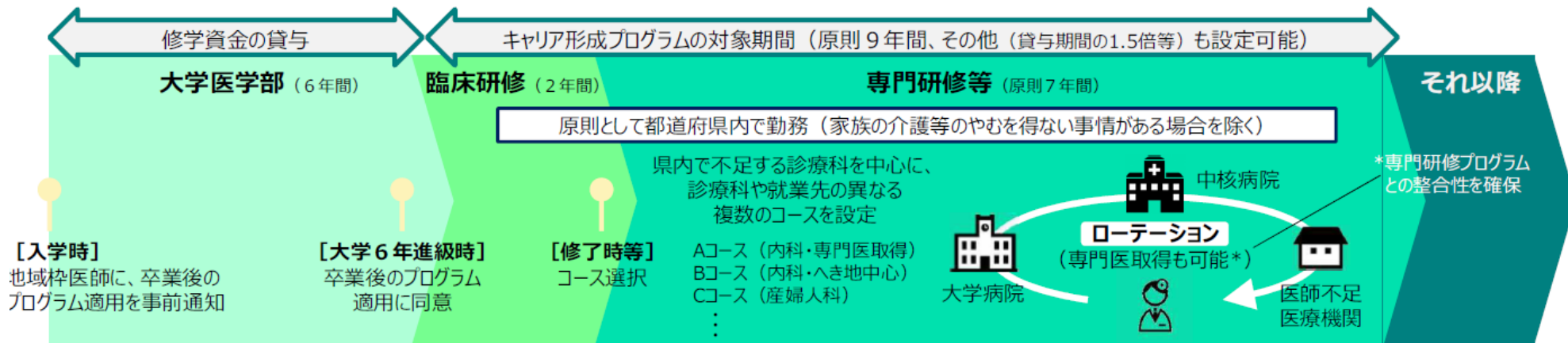
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

キャリア形成プログラムについて（改正前）

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記
キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- それ以外の地域枠医師（任意適用）
- 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- その他プログラムの適用を希望する医師

＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する
※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

対象者の地域定着促進のための方策

＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）
- 都道府県は、修学資金について適切な金利を設定する

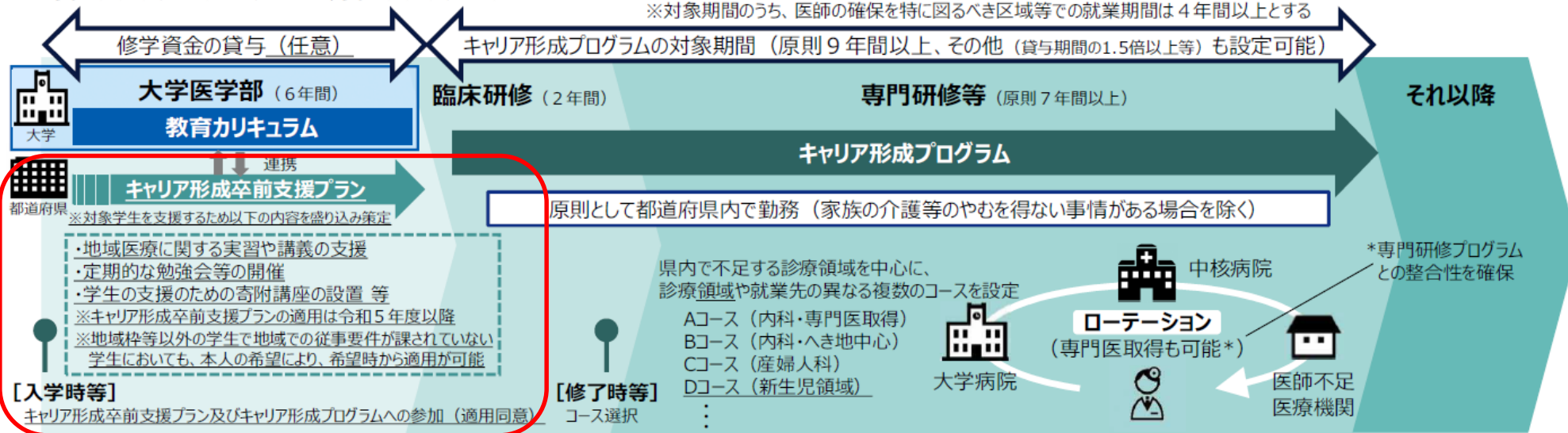
キャリア形成プログラムについて（改正の内容）

※改正箇所は下線

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- ・ 地域枠を卒業した医師
- ・ 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- ・ 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療介護総合確保基金の活用が可能

＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する

※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する

※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

対象者の地域定着促進のための方策

＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

- ・ 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- ・ 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- ・ 出産、育児等のライフイベントや、大学院進学・海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- ・ キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- ・ 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- ・ 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）

「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について

医師偏在対策の更なる推進のため、令和3年12月1日付で「キャリア形成プログラム運用指針」の一部を改正し、具体的には以下の項目を追加した。

1. キャリアコーディネーターの配置

都道府県は、医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する



2. 修学資金貸与対象者の明確化（確保基金）

地域医療に従事する医師を増加させるため、別枠で選抜された地域枠の学生だけではなく、それ以外の学生においても、本人の希望により卒業後にキャリア形成プログラムを適用する場合は、都道府県が行う修学資金の貸与に対し、地域医療介護総合確保基金の活用を可能とする



3. キャリア形成プログラムの充実

キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、都道府県は、地域枠医師等の意見を参考に、研修環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、就業開始後も、満足度等を含む意見聴取を定期的実施する



4. キャリア形成卒前支援プランの策定

地域医療に従事することを希望する者が、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう、都道府県は、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、学生の地域医療マインド涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支援等を行う



※キャリア形成卒前支援プランの適用は令和5年度以降

キャリア形成卒前支援プランの内容（抜粋）

- 地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催及び対象学生の支援のための寄附講座の設置等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとする。
- 卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものであるが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを活用して卒前支援プロジェクトを位置付けることや、連動した取組を実施することが望まれる。
- 各卒前支援プロジェクトでは、大学内の講義等にとどまらず、医師の確保を特に図るべき区域等、将来キャリア形成プログラムにより従事することが見込まれる医療機関や地域においても行うこととする。

【参考】地域枠学生等の地域定着のための取組（長崎県の事例）

医療従事者の需給に関する検討会 第36回 医師需給分科会 令和2年11月18日 資料3

①夏季ワークショップの開催

医学修学生を対象に、離島の保健医療に対する認識を深めることを目的として、昭和53年から実施している。

＜主な活動内容＞

・地域の施設見学 ・地域住民との意見交換 ・先輩医師との意見交換等

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
学生参加数（人）	31	31	44	57	59	80（見込）
開催地	壱岐市	五島市	新上五島町	対馬市	壱岐市	新上五島町



②医学修学生冬季研修会の実施

医学修学生1～5年生を対象に、離島勤務における不安を払拭すること等を目的として、養成医等の講演や意見交換を実施している。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
学生参加数（人）	20	13	29	39	36



③離島病院等見学の実施

医学修学生3～6年生を対象に、将来勤務する病院等を見学し、ミスマッチ防止を図る目的で、県養成医が勤務する離島病院等の見学を実施している。

年度	H28	H29	H30
助成数（人）	13	18	16

④養成医との面談の実施

卒業後、県及びながさき医療人材支援センターが、離島の病院で勤務を開始した養成医と面談を実施し、離島での定着勤務を行う上での課題整理等を行い、定着に向けた施策に反映させる取組を行っている。

⑤大学のカリキュラムとの連携

川崎医科大学においては、地域枠学生に対して、卒業後に地域医療に貢献する医師となるための高い意識を持つことを目的とした、「地域医療を考える」という科目を必修としており、ながさき医療人材支援センターの医師を講師として派遣し、授業を行っている。長崎大学においては、医学部5年生全員を対象とした離島での臨床実習（1週間離島に滞在しての実習）を必修としている。また、地域枠学生に対しては、他の学生よりも多くの地域医療教育の機会を設けるために、授業の一環として、医学部1年生～3年生に対して長崎県五島市において、地域包括医療に関する2泊3日の集中セミナー（離島ゼミ）を行い、意識向上を図っている。

滋賀県キャリア形成卒前支援プラン(案)

キャリア形成卒前支援プランとは...

地域医療に興味を持つ学生の皆様が、地域医療に対する意識を高め、将来的に滋賀県の地域医療に貢献するキャリアを明確に描けるよう支援することを目的とし策定されたのがキャリア形成卒前支援プラン(以下、本プラン)です。

大学のカリキュラムとは別に、本プランで滋賀県や大学等が連携・協力して実施する各種取組(講演会、研修、実習等)を卒前支援プロジェクトとして設定しています。

プラン適用対象者

- 地域枠で入学した学生(滋賀県医師養成奨学金被貸与学生)
- 自治医科大学の学生
- その他キャリア形成プログラム※の適用について同意した学生(滋賀県医学生修学資金被貸与学生など)

※ キャリア形成プログラム卒業後、対象医師のキャリア形成を支援するために適用するプログラムです。

プラン適用の同意と、取組への参加について

- 対象者の皆様には、必ず事前に同意を得てから本プランを適用します。
(令和5年度以降に大学の医学部医学科に入学した者及び希望者)
- 本プランの適用を同意いただいた方については、プラン適用～卒業までの間、卒前支援プロジェクトの1～4から毎年度1つ以上の取組・研修等にご参加いただくこととなります。

その他

- 本プランの適用は無料ですが、各種取組・研修等によっては参加費や交通費がかかる場合がございます。詳しくは下記お問合せ先までお尋ねください。
- 本プランの継続が困難な場合は、下記お問合せ先までお申し出ください。

お問合せ先

滋賀県医師キャリアサポートセンター

電話：077-548-2826 / メール：ishicsc@belle.shiga-med.ac.jp

WEBサイト：<https://www.shiga-med.ac.jp/~ishicsc/>



WEBサイト

卒前支援プロジェクト

1. 滋賀県医師キャリアサポートセンター懇談会

- 医学生、看護学生、研修医を対象に行っている1時間程度の懇談会(講演会)です。
- 滋賀県で活躍する先輩医師が講師となって、これまで医師としてどのようなキャリアを積んでこられたのか、滋賀県で働く魅力とは何かをお話していただきます。
- 医師のキャリアプランについて理解を深め、滋賀県で働く魅力を発見することを目的として、平成26年度より実施しています。

【開催時期】 5月から翌年1月(年4～5回程度)

【開催場所】 滋賀医科大学講義室等 ※オンライン配信有

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	○	○	○



卒前支援プロジェクト

2. 「学内で地域医療の体験ができる」課外授業シリーズ

- ・ 地域で診療業務に従事しご活躍されている先生方を講師にお招きし、地域医療を志す医学生、看護学生に向けて実施している毎回2時間程度の課外授業です。
- ・ 医師に求められるスキルや知識について、より実践的な内容を講義形式で学んでいきます。参加にあたって事前の登録等は必要なく、当日参加も可能です。
- ・ 滋賀医科大学 医学・看護学教育センター・滋賀県医師キャリアサポートセンター共催です。

【開催時期】 5月から翌年2月(年5回程度)

【開催場所】 滋賀医科大学講義室等 ※オンライン配信・オンデマンド配信有

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	○	○	○



卒前支援プロジェクト

3. 滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ「宿泊研修」

- 滋賀医科大学では、地域医療を担う医師・看護師の育成をめざす地域参加型支援事業として、地域「里親」による学生支援を平成19年度より行っています。
- 活動の一つとして、夏期、春期休暇の時期に、滋賀県の保健医療圏(1回に1医療圏程度、年2回実施、約3年で滋賀県の保健医療圏をめぐっています)の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修を実施しており、地域の医療機関に勤務する医師や看護師、地元の住民の方とも直接交流する機会となっています。
- 滋賀医科大学の医学生、看護学生だけでなく、自治医科大学や県内の看護専門学校の学生・県外学生も参加でき、滋賀県のこと・将来のことを語り合う機会にもなります。
- 滋賀医科大学 里親学生支援室・認定NPO法人滋賀医療人育成協力機構・滋賀県医師キャリアサポートセンター共催です。

【開催時期】 夏期:例年8~9月頃 / 春期:例年3月頃(年2回)

【開催場所】 滋賀県の保健医療圏域いずれか(大津・湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西) 【備考】 参加費等を徴収する場合があります。

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
		○	○	○



滋賀医科大学
里親学生支援室WEBサイト
<http://www.shiga-med.ac.jp/~satooya/>

卒前支援プロジェクト

4. 自治医科大学・地域枠学生の夏季地域医療実習

- 地域医療を第一線の現場で体験すること、地域医療に対する動機を明確にすること、将来地域医療に従事する仲間との交流を深めることを目的に、毎年夏季休暇中に滋賀県と自治医科大学滋賀県同窓会である「さざなみ会」が共同で開催している地域医療実習です。
- さざなみ会の医師が勤務する診療所等で夏季の数日間実習を行い、実習後に意見交換会を行います。

【開催時期】 [実習] 例年8月の数日間 / [意見交換会] 実習期間終了後

【開催場所】 [実習] 県内の医療機関 / [意見交換会] 県内の会議室等

【備考】 参加費等を徴収する場合があります。

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	○	○	○



その他(卒前支援プロジェクト以外にも以下の取組を行っています。)

★キャリアサポート面談

- 滋賀県医師養成奨学金、滋賀県医学生修学資金の貸与を受けた医学生を対象に、(1)奨学金等制度の確認、(2)これからのキャリアプランに関するヒアリング、(3)その他、学生生活や医師の働き方に関する質問等にお答えする面談を年1~2回実施しています。
- 滋賀県医師キャリアサポートセンターの教職員(専任医師、県庁職員、事務職員等)と面談します。

【開催時期】 適宜(年1~2回)

【開催場所】 滋賀医科大学内会議室 もしくは オンライン面談

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	—	○	—



キャリア形成卒前支援プランについて

【別冊】

令和4年度滋賀県キャリア形成卒前支援プラン(案)

令和4年度滋賀県キャリア形成卒前支援プラン（案）

滋賀県医師キャリアサポートセンター
令和4年（2022年）●月 策定

キャリア形成卒前支援プランとは…

地域医療に興味を持つ学生の皆様が、地域医療に対する意識を高め、将来的に滋賀県の地域医療に貢献するキャリアを明確に描けるよう支援することを目的とし策定されたのがキャリア形成卒前支援プラン（以下、本プラン）です。

大学のカリキュラムとは別に、本プランで滋賀県や大学等が連携・協力して実施する各種取組（講演会、研修、実習等）を卒前支援プロジェクトとして設定しています。

プラン適用対象者

- ・ 地域枠で入学した学生（滋賀県医師養成奨学金被貸与学生）
- ・ 自治医科大学の学生
- ・ その他キャリア形成プログラム[※]の適用について同意した学生（滋賀県医学生修学資金被貸与学生など）

※ キャリア形成プログラム ……卒業後、対象医師のキャリア形成を支援するために適用するプログラムです。

プラン適用の同意と、取組への参加について

- ・ 対象者の皆様には、必ず事前に同意を得てから本プランを適用します。
(令和5年度以降に大学の医学部医学科に入学した者及び希望者)
- ・ 本プランの適用を同意いただいた方については、プラン適用～卒業までの間、卒前支援プロジェクトの1～4から毎年度1つ以上の取組・研修等にご参加いただくこととなります。

その他

- ・ 本プランの適用は無料ですが、各種取組・研修等によっては参加費や交通費がかかる場合がございます。詳しくは下記お問合せ先までお尋ねください。
- ・ 本プランの継続が困難な場合は、下記お問合せ先までお申し出ください。

お問合せ先

滋賀県医師キャリアサポートセンター

電話：077-548-2826 / メール：ishicsc@belle.shiga-med.ac.jp

WEBサイト：<https://www.shiga-med.ac.jp/~ishicsc/>



WEBサイト

■ 卒前支援プロジェクト

案

1. 滋賀県医師キャリアサポートセンター懇談会

- ・医学生、看護学生、研修医を対象に行っている1時間程度の懇談会（講演会）です。
- ・滋賀県で活躍する先輩医師が講師となって、これまで医師としてどのようなキャリアを積んでこられたのか、滋賀県で働く魅力とは何かをお話していただきます。
- ・医師のキャリアプランについて理解を深め、滋賀県で働く魅力を発見することを目的として、平成26年度より実施しています。

【開催時期】 5月から翌年1月（年4～5回程度）

【開催場所】 滋賀医科大学講義室等 ※オンライン配信有

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	○	○	○



2. 「学内で地域医療の体験ができる」課外授業シリーズ

- ・地域で診療業務に従事し活躍されている先生方を講師にお招きし、地域医療を志す医学生、看護学生に向けて実施している毎回2時間程度の課外授業です。
- ・医師に求められるスキルや知識について、より実践的な内容を講義形式で学んでいきます。参加にあたって事前の登録等は必要なく、当日参加も可能です。
- ・滋賀医科大学 医学・看護学教育センター・滋賀県医師キャリアサポートセンター共催です。

【開催時期】 5月から翌年2月（年5回程度）

【開催場所】 滋賀医科大学講義室等 ※オンライン配信・オンデマンド配信有

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	○	○	○



3. 滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ「宿泊研修」

- ・滋賀医科大学では、地域医療を担う医師・看護師の育成をめざす地域参加型支援事業として、地域「里親」による学生支援を平成 19 年度より行っています。
- ・活動の一つとして、夏期、春期休暇の時期に、滋賀県の保健医療圏（1 回に 1 医療圏程度、年 2 回実施、約 3 年で滋賀県の保健医療圏をめぐっています）の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修を実施しており、地域の医療機関に勤務する医師や看護師、地元の住民の方とも直接交流する機会となっています。
- ・滋賀医科大学の医学生、看護学生だけでなく、自治医科大学や県内の看護専門学校の学生・県外学生も参加でき、滋賀県のこと・将来のことを語り合う機会にもなります。
- ・滋賀医科大学 里親学生支援室・認定 NPO 法人滋賀医療人育成協力機構・滋賀県医師キャリアサポートセンター共催です。

【開催時期】 夏期：例年 8～9 月頃 / 春期：例年 3 月頃（年 2 回）

【開催場所】 滋賀県の保健医療圏域いずれか（大津・湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西）

【備考】 参加費等を徴収する場合があります。

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他（一般枠・看護学生等）
		○	○	○



滋賀医科大学
里親学生支援室 WEB サイト
<http://www.shiga-med.ac.jp/~satooya/>

4. 自治医科大学・地域枠学生の夏季地域医療実習

- ・地域医療を第一線の現場で体験すること、地域医療に対する動機を明確にすること、将来地域医療に従事する仲間との交流を深めることを目的に、毎年夏季休暇中に滋賀県と自治医科大学滋賀県同窓会である「さざなみ会」が共同で開催している地域医療実習です。
- ・さざなみ会の医師が勤務する診療所等で夏季の数日間実習を行い、実習後に意見交換会を行います。

【開催時期】 [実習] 例年 8 月の数日間 / [意見交換会] 実習期間終了後

【開催場所】 [実習] 県内の医療機関 / [意見交換会] 県内の会議室等

【備考】 参加費等を徴収する場合があります。

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他（一般枠・看護学生等）
		○	○	○



■その他

案

卒前支援プロジェクト以外にも以下の取組を行っています。

★キャリアサポート面談

- ・滋賀県医師養成奨学金、滋賀県医学生修学資金の貸与を受けた医学生を対象に、(1) 奨学金等制度の確認、(2) これからのキャリアプランに関するヒアリング、(3) その他、学生生活や医師の働き方に関する質問等にお答えする面談を年1～2回実施しています。
- ・滋賀県医師キャリアサポートセンターの教職員（専任医師、県庁職員、事務職員等）と面談します。

【開催時期】 適宜（年1～2回）

【開催場所】 滋賀医科大学内会議室 もしくは オンライン面談

本取組の対象者	地域枠で入学した学生	自治医科大学の学生	キャリア形成プログラムの適用について同意した学生	その他 (一般枠・看護学生等)
	○	—	○	—



以上

医師の働き方改革に伴う医療機関の 特例水準指定に係るスケジュールについて

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置の推進**
(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在の是正**

国民の理解と協力に基づく**適切な受診の推進**

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理の推進**

タスクシフト/シェアの推進
(業務範囲の拡大・明確化)

一部、**法改正で対応**

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） **法改正で対応**

地域医療等の確保
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A （一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務
B （救急医療等）			
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2 （高度技能の修得研修）			

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

医師の時間外労働規制について

一般則

- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

【時間外労働の上限】

- (原則)
- 1か月45時間
 - 1年360時間

2024年4月～

- 年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む
- 年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む ⇒ 将来に向けて縮減方向

年960時間 / 月100時間未満 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-2

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間 / 月100時間 (例外あり) ※いずれも休日労働含む



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

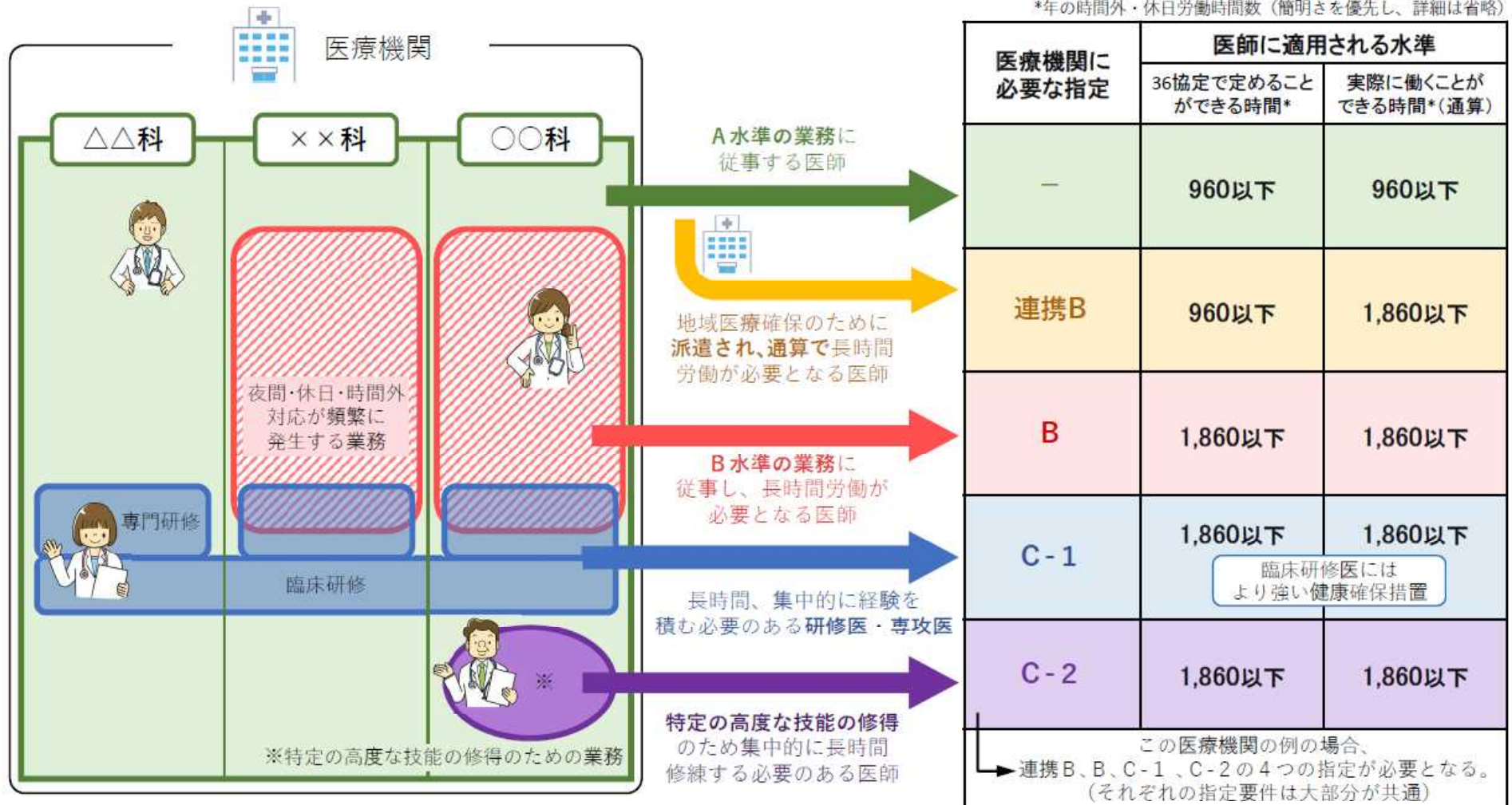
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関は**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある**。

*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）



良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等 の一部を改正する法律の概要

令和3年5月28日 公布

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

< I. 医師の働き方改革 >

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施 等

< II. 各医療関係職種の専門性の活用 >

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）【①は令和7年4月1日／②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

< III. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保 >

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け（医療法）【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）【公布日施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携（医療法）【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行

< IV. その他 > 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

1

医師の働き方改革に伴う医療機関の特例水準指定のポイント

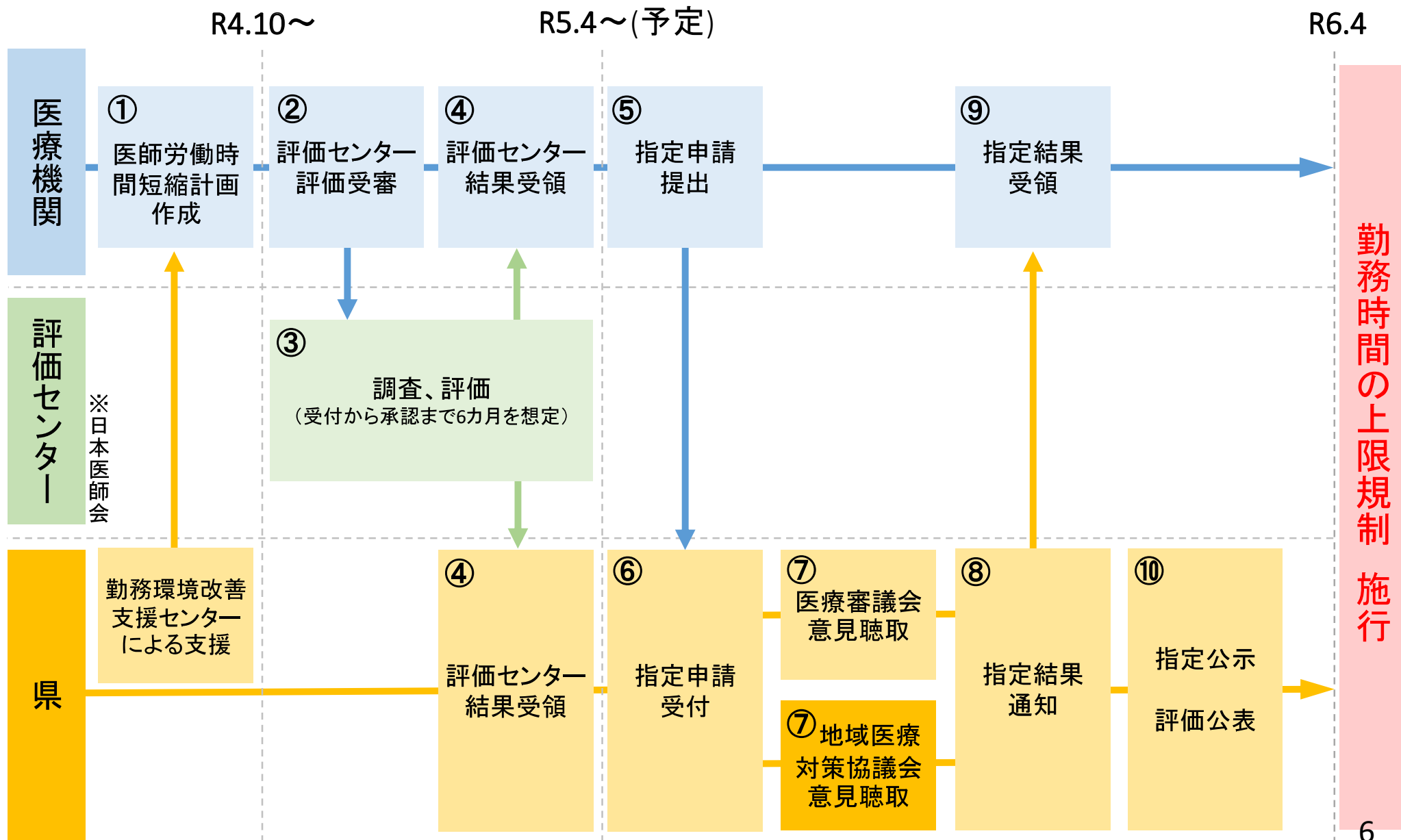
- ①勤務時間の上限規制が令和6年(2024年)4月から施行される。
- ②医療機関に適用される水準は、5つに区分される。

水準	時間外労働 上限時間／年
A(一般労働者と同程度)	960時間
連携B(医師を派遣する病院)	1,860時間
B(救急医療等)	※2035年度末を目標に終了
C-1(臨床・専門研修)	1,860時間
C-2(高度技能の修得研修)	

この4水準は
指定が必要

- ③県内で、指定が必要な医療機関は10程度の見込。
- ④令和6年4月からの施行に向けて、令和5年度中に指定する必要がある。

特例水準指定のスケジュール



都道府県医療審議会における意見聴取

「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」において、都道府県における医療機関の指定の判断に関する考え方をお示ししております。

医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日）抜粋 都道府県医療審議会の意見聴取

（B・連携B水準）

B水準を適用することが**地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること**及び地域の医療提供体制全体としても**医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと**について、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、**地域医療構想との整合性を確認すること**が適当である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、**実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。**

（C-1水準）

C-1水準を適用することにより、**地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があること**から、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、**地域医療対策協議会においても協議することとする。**

（C-2水準）

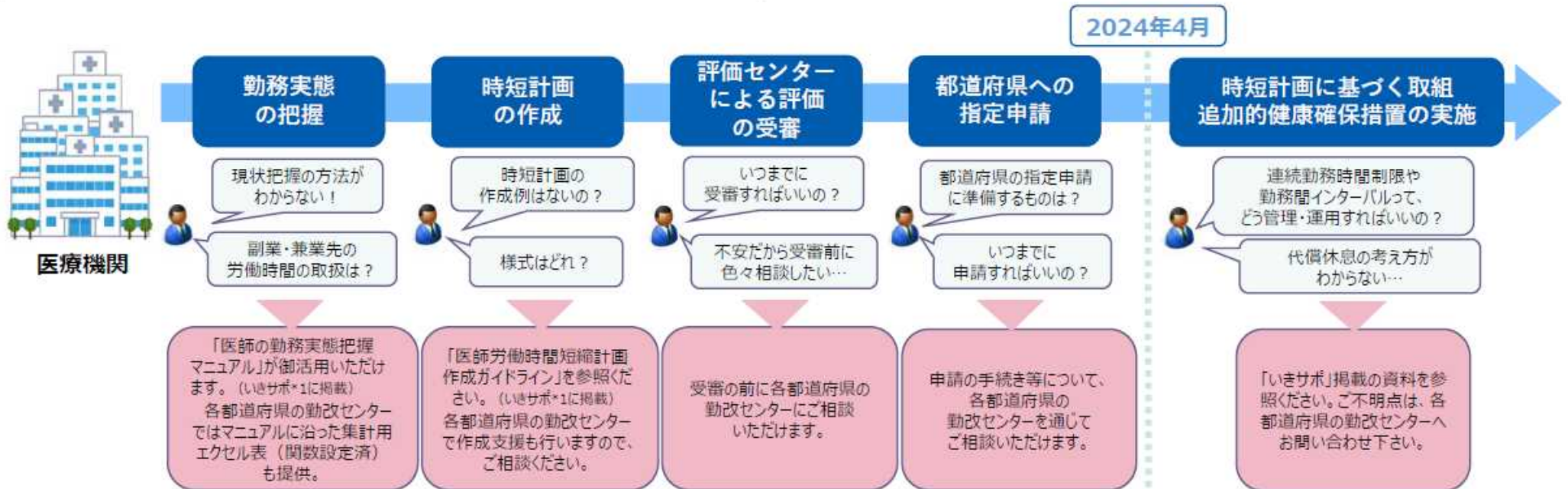
C-2水準を適用することにより、**地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があること**から、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。

医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の活用について

- ・2024年4月より医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用される。
- ・「医師の働き方改革に関する検討会」「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を経て、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立した。

医師の時間外・休日労働の上限については、36協定上の上限及び36協定によっても超えられない上限とともに、原則年960時間（A水準）・月100時間未満（例外あり）とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（連携B・B水準）及び集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）として、年1,860時間・月100時間未満（例外あり）の上限時間数を設定

医師の労働時間の短縮を計画的に進めていく上では、医療機関は医師労働時間短縮計画を作成し、その計画に沿って医療機関の管理者のリーダーシップの下、医療機関全体でPDCAサイクルにより働き方改革を進めていくことが重要



働き方改革の過程でお困り事が生じたら、各都道府県の勤改センターにご相談ください

（連絡先は、「いきサポ」*1に掲載されています）

*1「いきサポ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみならず、参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。

いきサポ 検索

